

# 身近な法律相談



## 弁護士 渡部 英明

遺産分割をする際、相続人の中に連絡がとれず、所在不明になっている方がいる場合、どのようにして遺産分割協議をすればよいのでしょうか。また、土地の境界確定をしたいのに、隣地の方と連絡が取れず、所在不明になっている場合、どのようにすればよいのでしょうか。

このような場合は、不在者財産管理人の選任の申し立てを検討されるとよいと思われます。今回は、不在者財産管理人制度について、検討していきたいと思います。

**Q<sub>1</sub>** 不在者財産管理制度はどういうものなのでしょうか。

**A<sub>1</sub>** 古いですが、昭和56年10月23日東京地裁判決では次のように言っています。  
「不在者の財産管理制度は、従来の住所または居所を去って容易に帰来する見込みのない者（不在者）が従来の住所または居所に財産を放置し、財産の管理人を置かなかつたかあるいは置いても本人の不在中にその権限が消滅した場合に、不在者の残務を整理し、もって本人の利益のみならず同人の相続人・債権者など利害関係人の利益を保護するため、法が設けた利益制度である。」

**Q<sub>2</sub>** 長期の家出人は不在者にあたるのでしょうか。

**A<sub>2</sub>** 家出して帰ってくる見込みがない者は不在者といえます。

**Q<sub>3</sub>** 不在者財産管理人選任の申立ができる者として、どのような者が挙げられますか。

**A<sub>3</sub>**

- ①不在者ととも共同相続人になっている者
- ②不在者の債権者、担保権者
- ③不在者の財産を時効取得した者
- ④境界確定を求める隣接地の所有者
- ⑤生命保険契約の解約や満期保険金の受取を目的とする者（不在者の配偶者等）などです。

**Q<sub>4</sub>** どこの裁判所に申し立てればよいのでしょうか。

**A<sub>4</sub>** 不在者の従来の住所地の家庭裁判所です。

**Q<sub>5</sub>** 不在者財産管理人選任の申立に際し、予納金として、事前に裁判所にいくらくらい支払うのでしょうか。

**A<sub>5</sub>** 不在者の財産内容からして不在者管理人の報酬を含む管理費用の財源が見込まれない場合には、申立人からそれらに要する費用を予納しなければなりません。事案にもよりますが、概ね30万円ないし50万円とされているようです。

**Q<sub>6</sub>** 遺産分割をする際、不在者の法定相続分を下回る遺産分割協議はできますか。

**A<sub>6</sub>** 不在者の法定相続分の確保が原則ですので、不在者の法定相続分を下回る遺産分割協議が認められるには、特別な事情が必要かと思われます。

例えば、①不在者が帰来する可能性が低い場合とか、②不在者が遺産分割協議に参加していたとしても、不在者が被相続人から生前贈与を受け特別受益がある等不在者の法定相続分を下回る遺産分割協議が成立することが予想しうる事情がある場合です。